

「自然共生サイト」認定支援業務 委託仕様書

1 概要

令和5年3月に策定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、「2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」の実現を目指す」ことが掲げられた。その目標実現のため、令和5年度から、国が民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている「区域」を「自然共生サイト」として認定しており、令和7年度からは認定対象が「区域」から「活動」となった。

京都市では、京都市生物多様性プラン（2021-2030）の目標達成に係る評価指標の一つとして「自然共生サイトの認定面積・件数」を設定するなど、「自然共生サイト」の拡大を積極的に推進している。

本業務では、更なる「自然共生サイト」への認定事案を創出するため、「自然共生サイト」認定による有用性を積極的に周知するとともに、申請を促し、申請された場合には、申請に必要な動植物の生息状況の把握や情報の整理等の支援を行うことを目的とする。

【参考】「自然共生サイト」に関する国のホームページ

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/>

2 業務内容

(1) 会議への出席

委託契約完了後、京都市担当職員と初回打合せを実施し、「(2) 申請に向けた働き掛け」の進め方等について協議を実施する。

また、支援対象者（民間企業、活動団体、社寺林や庭園の管理者、京都市関係部署等を想定）の決定後、京都市担当職員及び支援対象者の三者で「(3) モニタリング調査」及び「(4) 申請書作成」の進め方等について協議を実施する。

なお、初回打合せはオンライン対応可とする。

(2) 申請に向けた働き掛けの実施

継続的に生物多様性保全活動に取り組み、生物多様性の価値が高いと思われる民間企業や寺社仏閣等の保有林、庭園等の管理者に対して、「自然共生サイト」の概要や認定による有用性を伝えるなど、申請に向けた働き掛けを実施する。

なお、働き掛けの実施先や内容については、初回打合せ時に本市担当者と協議し、決定することとする。

(3) モニタリング調査の実施

以下内容で支援対象地の現地調査を行う。調査方法（範囲、時期等）の詳細は、京都市担当職員及び支援対象者と協議し決定することとする。

また、天候や時間等を考慮し、各調査項目の確認確率が高くなるよう配慮する。

調査地点：最大6件^{※1}

※1 支援対象地によっては、既にモニタリング調査を実施済みであり、申請書作成のみ支援することもある。

調査時期：各地点において秋季

調査項目及び調査方法：下表のとおり

項 目	調 査 方 法
植生	調査範囲を踏査し、調査範囲に分布する主要な植生タイプの名称等を記録
植物相	調査範囲を踏査し、植生タイプごとに生育を確認した主要な植物の種名等を記録
両生類・爬虫類・哺乳類	調査範囲を踏査し、生息を確認した主要な種の種名、個体数及び確認環境等を記録
鳥類	調査範囲を踏査し、目視や双眼鏡等を用いた観察及び鳴き声により確認した鳥類の種名、個体数及び確認環境等を記録
昆虫類	調査範囲を踏査し、生息を確認した主要な昆虫類の種名、個体数及び確認環境等を記録
水生生物	調査範囲内の水環境を踏査し、生息を確認した主要な水生生物の種名、個体数及び確認環境等を記録

(4) 申請書作成の実施

以下のとおり支援対象地の申請書作成を行う。

なお、申請書の作成件数は6件程度^{※2}とする。

※2 「(3) モニタリング調査」の件数に応じて、申請書の作成件数を増やすこともある（契約金額の範囲内で調整）。

ア 情報収集

支援対象地における申請に必要な情報について、インターネット及び京都市担当職員とのやり取り（メール・電話等）により収集すること。

基本的には、環境政策局環境企画部環境保全創造課の職員が窓口となり、受注者と支援対象地との調整を行うこととする。

イ 申請書作成

[地域生物多様性増進活動の手引き](#)を参照し、アで収集した情報を申請書に落とし込み、必要に応じて図面等^{※3}を作成すること。

なお、手引き及び申請様式は最新のものを用いること。

※3 既存の図面に範囲を示す程度の簡易な作業を想定

3 成果物の提出

委託業務の実施結果を報告書として取りまとめ、業務期間内に提出すること。

なお、報告書の形式は自由とするが、以下に掲げる内容は必ず記載すること。

(1) 業務完了報告書

ア 申請に向けた働き掛け

- ・働き掛けの実施先とその内容

イ モニタリング調査

- ・調査日時、調査地点、調査手法、調査項目

- ・確認した動植物種の一覧表
- ・確認した動植物種の写真

ウ 申請書作成

- ・本業務の遂行過程で収集した情報
- ・収集した情報をもとに作成した申請書一式

(2) 上記データ一式（編集可能な形式を含む。）を案件ごとに収録した電子媒体（CD-R等）

4 想定するスケジュール

令和8年6月中旬	契約（業務開始）
～6月下旬	申請に向けた働き掛け
～6月30日	支援対象者の募集
7月上旬	支援対象者の決定
7月上旬～	申請書作成及びモニタリング調査の実施
～令和9年3月31日	業務終了

5 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

6 留意事項

- (1) 京都市担当職員との連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 本業務の実施により得られた成果物の著作権、著作権等一切の権利は、全て京都市に帰属する。
- (3) 本業務については、原則として第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、業務遂行上やむを得ない場合は、京都市と協議し、予め書面による承諾を受けたうえで、第三者に委託し、若しくは請け負わせることができる。
- (4) 受託者は、業務着手前に本仕様書を十分精査すること。このときに発生した疑義については、初回打合せの際に京都市と協議のうえ、解決するものとする。
- (5) 本仕様書に基づき業務を遂行する中で発生した疑義については、本市と協議のうえ、解決するものとする。ただし、前項における精査が不十分と判断できる疑義については、本市の判断によるものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、京都市との協議のうえ、決定すること。
- (7) 受託者は業務上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。
- (8) 受託者は、業務の履行に必要な書類、資料の授受、保管その他の管理に当たっては、漏えい、滅失、き損等を防止するなど適正な措置を取らなければならない。
- (9) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (10) 本業務は、本仕様書によるほか、**別紙1**「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」に準拠して実施すること。